

愛知、昭 49 不 25、昭 51. 6. 28

命 令 書

申立人 全国自動車運輸労働組合南部地域支部

申立人 全国自動車運輸労働組合中川地域支部

被申立人 興陽運送合資会社

被申立人 東洋レミコン運輸株式会社

主 文

- 1 被申立人興陽運送合資会社は、申立人全国自動車運輸労働組合南部地域支部の組合員 A 1、同 A 2、同 A 3、同 A 4 及び同 A 5 並びに申立人全国自動車運輸労働組合中川地域支部の組合員 A 6、同 A 7 及び同 A 8 に対する昭和 49 年の賃金改定を、同年 4 月にそ及して実施し、支払済額との差額を、同人らに対して支払わなければならない。
- 2 被申立人東洋レミコン運輸株式会社は、申立人全国自動車運輸労働組合中川地域支部の組合員 A 9、同 A 10、同 A 11 及び同 A 12 に対する昭和 49 年の賃金改定を、同年 4 月にそ及して実施し、支払済額との差額を、同人らに対して支払わなければならない。
- 3 申立人のその余の申立ては棄却する。

理 由

第 1 認定した事実

1 当事者等

- (1) 申立人全国自動車運輸労働組合南部地域支部（以下「南部支部」という。）は、愛知地方のトラック運輸産業及びこれに付帯する産業の労働者をもって組織された労働

組合であり、本件申立当時の申立人全国自動車運輸労働組合愛知支部（以下「愛知支部」という。）の解散に伴い結成され、被申立人興陽運送合資会社に対する申立部分を承継した。本件審問終結時の組合員は 146 人であり、そのうち、本件申立てに係る組合員は平針分会の 5 人である。

(2) 申立人全国自動車運輸労働組合中川地域支部（以下「中川支部」という。）は、愛知地方のトラック運輸産業及びこれに付帯する産業の労働者をもって組織された労働組合であり、本件申立当時の申立人愛知支部の解散に伴い結成され、被申立人東洋レミコン運輸株式会社に対する申立部分及び被申立人興陽運送合資会社から被申立人東洋レミコン運輸株式会社へ移籍された愛知支部の組合員 3 人に係る申立部分をそれぞれ承継した。本件審問終結時の組合員は 60 人であり、そのうち、本件申立てに係る組合員は東レミ分会の 7 人である。

(3) 被申立人興陽運送合資会社（以下「興陽運送」という。）は、肩書地に本社を置き、平針、八田、守山、港及び小牧各営業所を有し、一般区域貨物自動車運送（生コンクリート及び撒セメント運送）等の事業を営む合資会社であり、本件申立後の昭和 50 年 2 月ころ、経営不振から企業閉鎖したため、本件申立時約 100 人いた従業員は、移籍及び退職により審問終結時には、5 人（平針分会所属）となっている。

(4) 被申立人東洋レミコン運輸株式会社（以下「東レミ運輸」という。）は、肩書地に本社を置き、特定貨物自動車運送事業（東洋レミコン株式会社——以下「レミコン会社」という。——の生コンクリート運送に限る。）を営む株式会社であり、本件審問終結時の従業員は約 30 人である。

なお、東レミ運輸の専務取締役には、興陽運送の代表社員 B 1 が就任しており、東レミ運輸の代表取締役は同人の父親である。

(5) 本件申立当時、興陽運送には、愛知支部の一色分会、平針分会、八田分会及び港分会のほかに、従業員で組織された労働組合として、交通労連中部地方本部（以下「交通労連」という。）に加盟した興陽運送守山労働組合（以下「守山労組」という。）があり、また、東レミ運輸には、愛知支部の東レミ分会のほかに、従業員で組織され

た親睦団体として東和会（会員 20 人）があり、東レミ分会及び東和会のいずれにも属さない従業員（以下「中立従業員」という。）が 2 人いた。

2 興陽運送及び東レミ運輸における労働組合

- (1) 昭和 40 年東レミ運輸が愛知支部の組合員 A 6、A 7 及び A 8（以下「A 6 ら 3 人」という。）を解雇した事件に関する和解が昭和 46 年に成立し、同年和解協定に基づき東レミ運輸から興陽運送へ移籍された A 6 ら 3 人は、本社に配置され、愛知支部の一色分会を結成した。

そのほかに、興陽運送で結成されていた交通労連加盟の労働組合として、守山営業所に守山労組が、平針営業所に興陽運送平針労働組合（以下「平針労組」という。）が、八田営業所に興陽運送八田労働組合（以下「八田労組」という。）が、港営業所に興陽運送撒車労働組合（以下「撒車労組」という。）がそれぞれあったが、平針労組は昭和 48 年 6 月愛知支部の平針分会に、八田労組は同年 12 月愛知支部の八田分会に、撒車労組は昭和 49 年 6 月愛知支部の港分会になった。

- (2) 一方、東レミ運輸には、交通労連加盟の東洋レミコン運輸労働組合（以下「東レミ労組」という。）があったが、昭和 48 年 4 月東レミ労組の組合員 20 人は、個人償却制を受け入れ東和会という親睦団体を組織し、残り 10 人のうち、7 人が愛知支部の東レミ分会を結成し、2 人が中立従業員となり、1 人が退職し、東レミ労組は事実上解散した。
- (3) 本件申立後の昭和 50 年 2 月初め、興陽運送は経営不振から企業閉鎖を余儀なくされ、それに伴い愛知支部の組合員 8 人（以下「退職者 8 人」という。）は、そのころ興陽運送を退職した。その後 5 月から 12 月にかけて A 6 ら 3 人は、前記(1)の和解協定に基づき、興陽運送から東レミ運輸へ移籍された。そして、興陽運送には、愛知支部の組合員 A 1、A 2、A 3、A 4 及び A 5（以下「A 1 ら 5 人」という。）だけが残った。
- (4) その後、昭和 50 年 10 月愛知支部が 7 つの地域支部に分割されて解散し、それに伴い新たに結成された南部支部が A 1 ら 5 人に係る申立部分を、同じく中川支部が A 6

ら3人及び東レミ分会のA9、A10、A11及びA12に係る申立部分をそれぞれ承継した。しかし、退職者8人に関して、南部支部及び中川支部は、結成時に愛知支部から組合員として引継ぎを受けず、本件申立てから除外している。

4 昭和48年年末一時金支払

- (1) 昭和48年12月12日愛知支部は、同年年末一時金に関し興陽運送及び東レミ運輸との間に、次のような額で協定を締結した。

一色分会	190,000円	八田分会	186,500円
平針分会	190,000円	東レミ分会	206,500円

なお、八田分会については、八田労組のとき、同年の一時金に関する年間臨給冬季分として120,000円＋モチ代7,000円（うち3,500円は同年夏季一時金支給の際繰り上げ支給済）の、また、東レミ分会については、東レミ労組のとき、同様に143,950円の各協定を締結していたので、これを基礎にインフレ手当の上積みを得たものであった。

- (2) 昭和48年7月、守山労組は、同年の一時金に関する年間臨給として、夏季分120,000円及び冬季分120,000円＋モチ代7,000円の協定を、撒車労組は夏季分100,000円及び冬季分120,000円＋モチ代7,000円の協定を興陽運送と締結していた。

愛知支部の同年年末一時金要求を知った守山労組及び撒車労組は、インフレ手当の上積みを要求して興陽運送と交渉してその上積みを認めさせ、12月22日総額190,000円の支払いを得た。

更に、撒車労組は、同年の年間臨給が、守山労組と比較して20,000円低いこともあって、年間臨給の是正を求め20,000円の再上積みを要求して交渉し、10,000円の上積みを認めさせ、その支払いを得た。

- (3) 昭和48年12月末、東レミ運輸は、中立従業員2人に対し、同年年末一時金として年間臨給冬季分127,000円にインフレ手当を上積みして、1人あて190,000円を支払った。

- (4) 昭和48年12月20日ころ、名東生コン株式会社（以下「名東生コン」という。一

一昭和 45 年ころから、興陽運送の生コン運送について専属契約を締結している専属荷主、名東生コンの会社構内に興陽運送の守山営業所があり、その従業員は、守山労組の組合員で占められている。)の B 2 専務取締役(以下「B 2 専務」という。)は、名東生コンの社長と相談のうえ、当時の石油パニックによる混乱時に、生コンの出荷運送に多大の協力を得た謝礼として、守山営業所の従業員 19 人に対し、1 人あて 10,000 円を、名東生コンの社名を記した祝儀袋に入れ、興陽運送の B 3 守山営業所長(以下「B 3 所長」という。)に一括して渡し、19 人に対する名東生コンからの志として渡してくれるよう依頼した。B 3 所長は、差別待遇との誤解を受けると困ると辞退したが、B 2 専務は、これは 19 人が一生懸命働いてくれたお礼として名東生コンが自発的に贈るものであり、興陽運送とは何のかかわりのないものである旨述べて、再度依頼したので、B 3 所長は、これを受け取り、19 人に名東生コンから謝礼として贈られたものであることを告げて渡した。

- (5) 昭和 48 年年末、東レミ運輸の専属荷主であるレミコン会社の B 4 専務取締役(以下「B 4 専務」という。)は、レミコン会社の生コン出荷運送に協力を得た謝礼として、東レミ運輸の中立従業員 2 人に対し、1 人あて 20,000 円を、レミコン会社の社名を記した祝儀袋に入れ、東レミ運輸の B 5 常務取締役(以下「B 5 常務」という。)に一括して渡し、中立従業員 2 人に渡して欲しいと依頼した。

B 5 常務は、東レミ運輸には愛知支部と東和会があり、差別的扱いをするような誤解を受けると困る旨を伝えて辞退したが、B 4 専務から、年末の多忙時によく働いてくれた謝礼として贈るものであり、東レミ運輸とは何のかかわりもないことであるからと再度依頼を受けたため、B 5 常務は、これを受け取り、中立従業員 2 人にレミコン会社から謝礼として贈られたものである旨伝えてそれを渡した。

5 昭和 49 年の賃金改定

- (1) 興陽運送及び東レミ運輸は、毎年の賃金改定に関し、共同して愛知支部及び交通労連加盟の各組合とそれぞれ交渉してきたが、その妥結と実施状況は表 1 のとおりであった。

なお、交通労連加盟の各組合の賃金改定に関する要求書は、交通労連の統一要求書を使用しており、その中に記載された解決方針として、解決期日は4月末日とする、解決にかかわらず4月分給料より加算支給すること等が明記されている。そして、要求書提出と同時に労使協義会を開催して4月実施をまず決め、以後、金額について交渉ルールに従って交渉し妥結していた。

また、愛知支部の要求書には、実施期日については、妥結月にかかわらず4月実施を前提としていたので、特にその記載はされていない。

表 1

年	愛 知 支 部		交 通 労 連	
	妥結月日	実施月日	妥結月日	実施月日
46 以前	妥結月に関係なく 4月実施			
47	5月23日	4月	6月8日	4月
48	5月18日	4月	5月上旬	4月

- (2) 昭和49年3月11日、愛知支部は、同年の賃金改定に関する要求書を興陽運送に提出し、同日第1回の団体交渉（以下「団交」という。）でその趣旨説明をした。3月26日第3回団交で、興陽運送が勤続3年30才で30,775円の第一次回答をしたが、愛知支部は拒否した。4月16日第8回団交で、愛知支部は、独身者に対する独身手当の支払いなどの前進があれば、妥結してもよい旨を興陽運送に回答したが、結局物別れに終わった。その後5月11日第13回団交で、興陽運送が独身手当として4,000円を加算するほか、乗車手当2,000円、洗車手当約1,100円を上積みすると回答し、これを受け入れた愛知支部が実施時期についてただしたところ、興陽運送は、4月実施については金銭的には問題はないが、すでに上積みなしで4月に妥結した交通労連加盟の各組合とのかね合いもあるので、今年は4月実施はできない旨回答した。結局同年の賃金改定は5月20日協定されたが、その実施時期について、愛知支部は4月実施を、興陽運送は妥結月を主張して合意をみることができないため、「実施時期は、会社は

協定月を、組合は4月度よりとの相違があり、4月度実施については、現在協議中である。」との覚書を取り交わした。6月1日の団交で、興陽運送は愛知支部に対して、4月実施はしないと最終的に回答し、結局同年の賃金改定は4月定期昇給分を除いて、5月から実施され、4月分の差額は支払われなかったが、その差額相当額は表2のとおりである。

表2

会社名	氏名	差額相当額
興陽運送	A 1	33,524 円
	A 2	30,183
	A 3	37,448
	A 4	28,501
	A 5	27,300
	A 6	39,262
	A 7	38,798
	A 8	33,298
東レミ運輸	A 9	17,279
	A10	30,836
	A11	38,772
	A12	38,401

- (3) 昭和49年4月23日撒車労組は、興陽運送と同年の賃金改定につき妥結した。その内容は、独身手当4,000円、乗車手当2,000円、洗車手当約1,100円を除き、愛知支部の妥結した内容と同一であった。妥結に際し、興陽運送のB6総務部長は、現在愛知支部と賃金改定につき交渉中であるが、仮に、上積みが出れば、その分は撒車労組にも4月にそ及して支払うから、4月中に妥結するよう、今年は妥結月実施にするからと話して4月妥結を勧め、4月23日妥結した。

興陽運送は、愛知支部と妥結後、撒車労組と組合員に対し、独身手当以外の手当について4月にそ及して支払い、独身手当の支払いは拒否した。そのため撒車労組が強くその支払いを要求したので、B6総務部長は、ポケットマネーからと称して、2人分8,000円を支払った。

(4) 一方、昭和49年の賃金改定に関し守山労組と興陽運送との間で締結された協定書の第37項には、「実施期日昭和49年5月度よりとする。但し、別表(1)、(2)については、昭和49年4月度中妥結したものであり同月実施とする。」と明記されているが、日付けは、昭和49年とのみ記載され、月日の記載はない。但書別表(1)には、賃金体系が記載されており、その中に、独身手当4,000円(但し5月度より)、愛車手当(大型一日60円、小型同72円)、洗車手当(大型残業30分相当額、小型同20分相当額)等が明記されている。

(5) 東レミ運輸は、中立従業員2人に対し、興陽運送の例にならい、上積み分を4月にそ及して支払った。

なお、東和会の会員については個人償却制が適用されており、その改定状況は疎明がなく不明である。

第2 判断及び法律上の根拠

1 昭和48年の年末一時金支払

南部支部及び中川支部(以下総称して「申立人ら」という。)は、昭和48年年末一時金の支払いに際し、興陽運送が撒車労組及び守山労組の組合員に対して10,000円を、東レミ運輸が中立従業員に対して20,000円をそれぞれ上積みして別途支払ったのは、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である、更に、興陽運送及び東レミ運輸(以下総称して「被申立人ら」という。)は、撒車労組の組合員への支払いは年間臨給の是正であり、守山労組の組合員及び東レミ運輸の中立従業員への支払いはそれぞれ取引先会社からの謝礼であると抗弁するが、仮にそうであるとしても、それは取引先会社が申立人らの組合活動を嫌悪しているのを容認して差別的行為をなしたものであると主張する。

これに対して、被申立人らは、撒車労組の組合員に対して上積みして支払った 10,000 円は、年間臨給の是正として支払ったものであり、守山労組の組合員に対して手渡した 10,000 円は、専属荷主の名東生コンから謝礼として贈られたものであり、東レミ運輸の中立従業員に対して手渡した 20,000 円は、専属荷主のレミコン会社から謝礼として贈られたものであると主張するので、以下判断する。

- (1) 昭和 48 年の年末一時金の支払経過は、第 1、4、(1)から(5)で認定したとおりであって、①撒車労組が同年 7 月興陽運送と締結した年間臨給が、守山労組と比較し 20,000 円低いと認められたため、撒車労組は、その是正として 20,000 円の上積みを要求して興陽運送と交渉し、10,000 円の上積みを認めさせたものであり、従って、同年度の一時金について見る限り、他の組合と比較してまだ 10,000 円低額であり、そのほか申立人らの主張にそう事実は認められないから、興陽運送が愛知支部の組合員を差別扱いしたとは認められない。②守山営業所は、名東生コンの生コン専属運送を担当し、その事務所は名東生コンの会社構内にあり、守山労組の組合員は名東生コンの生コン運送については事実上その指揮下に置かれており、このような関係にある名東生コンが、自発的に B 2 専務をして、興陽運送の B 3 所長を通じ、守山労組の組合員に対して祝儀を贈与したことに不自然さはない。また、守山営業所には、愛知支部の組合員は一人もおらず、名東生コンが愛知支部の組合員を守山労組の組合員と差別して取扱ったとは認められず、興陽運送が名東生コンの祝儀贈与に藉口して愛知支部の組合員を差別扱いしたと認めるに足る証拠はない。③東レミ運輸の中立従業員に対するレミコン会社の祝儀贈与の際、東レミ運輸の B 5 常務は、東レミ運輸には愛知支部及び東和会があり、差別扱いをするのではないかと誤解を受けるのは東レミ運輸の立場上困るからと辞退している態度及びレミコン会社が謝礼として特に贈るものであることを説明していることから判断すると、東レミ運輸の B 5 常務は、レミコン会社の謝礼を、単に取り次いだものと判断するのが相当である。
- (2) 以上の次第であるから、昭和 48 年の年末一時金支払いの際、被申立人らが不当労働行為を行ったとの申立人らの主張は採用することができない。

2 昭和 49 年の賃金改定

申立人らは、被申立人らが、従来から愛知支部との間の賃金改定については、妥結月の如何を問わず 4 月にそ及して実施してきた慣行を無視して、昭和 49 年の賃金改定の実施につき愛知支部に対して妥結月実施を強行し、更に、愛知支部が 5 月に妥結した際新設された独身手当等を、興陽運送が、すでに 4 月に同手当なしで妥結した撒車労組等の組合員に対し、4 月にそ及して支払い、また、東レミ運輸が同じく中立従業員に対し、4 月にそ及して支払ったのは、労働組合法第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当する不当労働行為であると主張する。

これに対して、被申立人らは、賃金改定の実施につき 4 月実施の慣行はなく、更に、昭和 49 年の賃金改定に際し愛知支部とは 5 月に妥結し、撒車労組等は 4 月に妥結したので、それぞれ妥結月から実施したもので他意はないと主張するので、以下判断する。

- (1) 第 1、5、(1)で認定したとおり、愛知支部と被申立人らとの間の賃金改定実施については、昭和 48 年までは、妥結月の如何を問わず 4 月実施されてきたものと認められ、賃金改定の実施につき 4 月実施の慣行はないとの被申立人らの主張は採用できない。
- (2) 更に、昭和 49 年の賃金改定については、第 1、5、(2)で認定したとおり、改定額については 5 月 11 日に合意を見たが、実施については 6 月 1 日の団交で物別れとなり、被申立人らは、愛知支部の同意を得ることなく、4 月定期昇給分を除いて 5 月から実施した。そして、興陽運送は、5 月 11 日の団交で、愛知支部に対し、4 月そ及実施につき金銭的には問題はないが、すでに 4 月に上積みなしで妥結している交通労連加盟の各組合とのかね合いもあるので、昭和 49 年は 4 月そ及実施できないと表向き回答しながら、その裏では、第 1、5、(3)で認定したとおり、撒車労組に対し、愛知支部との交渉で新設された独身手当等の上積み分を 4 月にそ及して支払うと約束し、それを履行している。
- (3) 更に、第 1、5、(4)で認定したとおり、昭和 49 年の賃金改定に関し、守山労組と興陽運送との間で締結された協定書には、独身手当、愛車手当及び洗車手当について

は4月中に妥結したので4月実施（ただし独身手当は5月実施）とすると明記されているが、第1、5、(3)のような興陽運送と撒車労組及び愛知支部との間の賃金改定交渉の経過並びに守山労組の協定書に月日の記入のないことに鑑み、これら手当の上積みについての合意を見たのは5月に入ってからであって、4月そ及実施の方便として、あたかも4月に妥結したかの如く協定書に記載したものと推測される。

(4) 更に、第1、5、(5)で認定したとおり、東レミ運輸は、中立従業員2人に対し、興陽運送の例にならって、独身手当等の上積み分を4月にそ及して支払っている。

(5) よって、昭和49年の賃金改定実施に当って、被申立人らのなした行為は、愛知支部の組合員を不当に差別して不利益に取扱ったものと判断するのが相当であり、労働組合法第7条第1号に該当する不当労働行為である。

3 その他

(1) 命令の名あて人として申立人らは、被申立人らは資本及び役員構成において事実上の同一会社であるから、A1ら5人及びA6ら3人の救済に当っては、被申立人ら兩名を名あて人として命令すべきであると主張するが、第1、1、(4)で認定したとおり、東レミ運輸の代表取締役と興陽運送の代表社員とが親子であり、また、後者が東レミ運輸の専務取締役に就任していること及び労働組合との交渉には、被申立人らが共同して当っていることが認められるが、この事実だけから、直ちに、被申立人らが全く同一会社であると判断することはできず、その他申立人らの主張を認めるに足る疎明もない。

(2) 興陽運送からの退職者8人について、申立人らは、愛知支部から組合員として引継がず、本件申立てから除外しているので、退職者8人に係る申立ては、救済の対象から除外する。

(3) 陳謝文の掲示を申立人らは求めているが、本件申立てに関する救済は、主文第1項及び第2項のとおり命令することにより、その目的を果し得るものと判断する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和 51 年 6 月 28 日

愛知県地方労働委員会

会長 中 浜 虎 一